

本谷奥山腹工事入札説明書

鳥取森林管理署の令和5年度、本谷奥山腹工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和5年4月19日
2. 分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 片山 宏文
3. 工事概要等
 - (1) 工事名 本谷奥山腹工事（電子入札対象案件）
 - (2) 工事場所 鳥取県東伯郡琴浦町（本谷奥国有林）
 - (3) 工事内容 別冊図書及び別冊仕様書のとおり。
 - (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和5年12月25日まで
なお、週休2日を達成できないことを事由に工期を減じることはしない。
 - (5) 使用する主要な資機材 別冊図書及び別冊仕様書のとおり。
 - (6) 支障木の有無 有（本工事にかかる支障木の処理経費については、予定価格に含む。）
 - (7) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）である。
契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定（以下「工事成績評定」という。）において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。なお、現場閉所が4週8休以上でない場合は、現場閉所状況等に応じて請負代金額を変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。
また、本工事は、過去1年間（令和4年度）に森林土木工事における週休2日の取組実績証明書の通知を受けた場合、総合評価の評価項目において加点対象となる工事である。
 - (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
 - (9) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、技術提案書の提出を求め、当該技術提案書に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式による工事である。
 - (10) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間が60分程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
 - (11) 本工事については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長を行う。
 - (12) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費等の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。
 - (13) 本工事は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく地域補正を適用している工事であるため、施工困難工事に指定する。
 - (14) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
 - (15) その他
 - ① 本工事は、入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）及び技術提案書の提出、入札等は、電子入札システムで行う。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

受付窓口 〒680-0842 鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階
鳥取森林管理署 総務グループ
電話 050-3160-6125

受付時間：9時00分から17時00分（12時から13時までを除く。）。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。

- ② 電子入札システムで利用できるICカードは、一般競争入札参加者申請を行い、承認された競争参加資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

- (16) 本工事は、令和4年度積算基準に基づくものであるが、令和5年3月29日に「令和5年4月から適用する森林整備保全事業設計積算要領等に係る取扱いについて」（令和5年3月29日付け4林整計第868号林野庁森林整備部計画課長通知）が通知されたことを踏まえ、工事の発注者又は受注者は、国有林野事業工事請負契約約款第63条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等＝P新×k

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k：当初契約の落札率

4. 競争参加資格

競争参加資格については、以下の(1)から(13)までの条件を全て満たすこと。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予算令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 近畿中国森林管理局における令和5・6年度に係る一般競争参加資格の「土木一式工事B,C,D等級」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に元請けとして完成・引渡し完了した、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）。

同種工事：森林土木工事（治山事業における溪間工事・山腹工事・災害復旧工事、林道事業における林道（林業専用道を含む）新設工事、改良工事及び災害復旧工事）

なお、同種工事の施工実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）の発注した工事の場合、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績評定点（以下「工事成績評定点」という。）が65点未満のものは、実績として認められない。

共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いもので評価する。

- (5) 6の(4)に基づいて提出された技術提案書が適正であること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を配置できること。

ただし、請負金額が4,000万円以上の場合は、主任技術者を専任で配置すること。この場合、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び、工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、必ずしも主任技術者の専任の配置は要しない。

また、主任技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保をし、発注者の承認を得た場合は主任技術者の配置は要しない。

- ① 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者。
 - ② 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に完成・引渡しが完了した上記(4)の同種工事の施工経験を有する者であること。
共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上である場合のものに限る。ただし、共同企業体にあつては、1人の主任技術者又は監理技術者が上記の同種工事の施工経験を有していればよい。
なお、当該施工経験が森林管理局長等が発注した工事に係る施工経験である場合、工事成績評定の評定点が65点以上のものに限る。
 - ③ 請負金額が4,000万円以上の場合の主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間60分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。
なお、この場合において、同一専任の主任技術者が管理することができる工事の数は原則3件までとする。
 - ④ 入札に参加しようとする者と、直接的かつ恒常的な雇用関係(申請書提出日以前において3ヶ月以上)があること。
 - ⑤ 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号、第15条第2号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録されている者でないこと。
- (7) 申請書、確認資料及び技術提案書(以下「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。))に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 近畿中国森林管理局長等が発注した工事のうち、令和2年度から令和4年度に完成・引渡しした工事の実績がある場合においては、工事成績評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ア 親会社と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他、①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (11) 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が、鳥取県内、又は隣接する岡山県内、島根県内、広島県内、兵庫県内に所在すること。
また、共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 以下に定める届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)でないこと。

- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(14) (2)の競争参加資格を有していない者であっても、競争参加資格の確認申請を行うことができる。

この場合、(1)及び(3)から(13)の事項を全て満たしているときは、開札の時に(2)の事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。ただし、開札の時に(2)の事項を満たしていない場合は、競争参加資格がないものとする。

5. 設計業務等の受託者等

(1) 上記4の(9)の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

該当なし

(2) 上記4の(9)の「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4の(2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(3)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

① 提出期間：令和5年4月20日から令和5年5月8日まで。

休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 提出方法：

技術提案書等(ファイル形式は③による。)は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに添付して提出すること。

「申請書」(様式1-1)、「確認資料」(様式1-2、2、3及び添付資料)及び「技術提案書」(様式3、4-1、4-2、5-1、5-2、6、7-1、7-2、8、10及び添付資料)は、PDFで一つのファイルまとめて提出するか、申請書及び確認資料の様式と添付資料を合わせて1つのファイルに、技術提案書の様式と添付資料を合わせて1つのファイルにし、それを圧縮ファイルで一つにまとめて提出すること。

ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が10MBを超える場合には、下記のアからエの内容を記載した書面(様式は自由)を電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに貼り付け、技術提案書等は、下記オ記載の提出場所に持参又は郵送(書留郵便に限る、提出期限必着。)すること。

なお、電子入札システムとの分割提出は認めない。

ア 持参又は郵送で提出する旨の表示

イ 持参又は郵送で提出する書類の目録

ウ 持参又は郵送で提出する書類のページ数

エ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

オ 提出場所

(A) 申請書及び確認資料(様式1-1から3及び添付資料)

送付先： 上記3の(15)の①と同じ

(B) 技術提案書(様式4-1から11まで及び添付資料)

送付先： 〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

近畿中国森林管理局 経理課

電話:06-6881-3479

③ ファイル形式:

電子入札システムにより提出する技術提案書等のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーションPDFファイル
- ・画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
- ・圧縮ファイルzip形式

【紙入札方式による提出の場合】

① 提出期間: 令和5年4月20日から令和5年5月8日まで。

休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)とする。

② 提出場所:

ア 申請書及び確認資料(様式1-1から3及び添付資料)

送付先: 上記3の(15)の①と同じ

イ 技術提案書(様式4-1から11及び添付資料)

送付先: 〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

近畿中国森林管理局 経理課

電話:06-6881-3479

③ 返信用封筒:

競争参加資格の有無を通知する返信用封筒(長3号)を、申請書及び確認資料と併せて②のアに提出すること。返信用封筒には、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404円分)の切手を貼付すること。

(2) 申請書は、様式1-1、様式1-2、様式2、様式3により作成すること。

(3) 確認資料は、次に従い作成すること。

提出書類は、申請書(様式1-1)を表紙として、以下、様式1-2、様式2、様式3及び添付資料を全てまとめ、一連の通し番号を付して提出すること。

通し番号は、次の例により表示すること。

表示例: 提出書類の総枚数(添付資料を含む。)が15枚の場合

様式1-1を「1/15」とし、以下、2/15、3/15・・・14/15、15/15

また、提出書類の添付資料のうち様式2、様式3に係わる添付資料は、提出(省略)確認のため、提出書類(競争参加確認)一覧を(様式1-2)を作成し、提出すること。

なお、令和5年4月1日以降の公告日における鳥取森林管理署への入札参加が2回目以降となる場合は、令和5年4月1日以降の公告日で提出した上記添付資料のうち、初回以降に提出したものと内容に異同がない提出資料に限り、提出を省略できる。

① 施工実績(様式2)

上記4の(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を様式2に1件記載すること。

同種工事の要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、実績を記載すること(一方の要件に係る実績のみ記載の場合は同種工事の実績等と見なさないで注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。)

② 配置予定の技術者(様式3)(様式11)

上記4の(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の施工経験及び申請時における他工事の従事状況等を様式3に記載することとし、他工事の従事状況においては、国・府県・市町村・民間の別、専任又は非専任の別にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。その場合、審査については、候補技術者のうち資格・実績等の評価が最も低い者について評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合、他工事の落札者又は落札予定者となったことにより記載した技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した技術提案書等の取り下げ又は入札辞退を行うこと。技術提案書等を電子入札システムにより提出した場合であっても、取り下げの申請は書面により行うこと。

他工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

同種工事の施工経験については、要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、施工経験を記載すること(一方の要件に係る施工経験のみ記載の場合は同種工事の施工経験等と見なさないで注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。)

③ 契約書の写し等(添付資料)

様式2の施工実績については、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②同種工事が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」(以下「CORINS」という。)に登録されており、その登録内容から①及び②を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(①及び②が確認できる部分のみでよい。)又は当該工事のCORINSの登録番号の記載を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

様式3の配置予定技術者の施工経験については、①施工経験として記載した工事に係る契約書の写し、②同種工事が確認できる書類の写し、③配置予定技術者が同種工事に従事したことが確認できる書類の写し(施工計画書等で従事実績が確認できる部分)を添付すること。なお、当該工事がCORINSに登録されており、その登録内容から①、②及び③を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(①、②及び③が確認できる部分のみでよい。)又は当該工事のCORINSの登録番号の記載を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

なお、様式2の施工実績、様式3の配置予定技術者の施工経験に記載した同種工事が、平成17年10月1日以降に完成、引渡しされた森林管理局長等の発注した工事の場合は工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、様式2の施工実績と様式3の配置予定技術者の施工経験に記載した同種工事が同一工事の場合は、一方の資料の添付を省略できる。

また、様式3には、配置予定技術者が有する資格を証明する書類の写し、申請者が直接雇用していることが確認できる書類(監理技術者資格証、健康保険被保険者証の写し等)及び本店・営業所等の専任技術者として登録されている者の氏名が確認できる資料(建設業許可申請の際に提出している「専任技術者一覧表」、「専任技術者証明書(変更届けを含む。)」の写し等)を添付すること。

なお、健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、記号及び番号等に必ずマスキングを施して添付すること。

必要書類が添付されていないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④ 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書で局長から通知している「資格確認通知書」の写し等)を添付すること。

⑤ 社会保険等加入状況

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出(届出の義務がない者を除く。)をして、いることが確認できる総合評定値通知書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定するもので、申請日直近のものをいう。)の写し等を添付すること。

(4) 技術提案書については、次に従い作成すること。

作成する技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、該当のない事項については作成を省略できる。

提出書類は、様式4-1を表紙として、以下、様式4-2、様式5-1、様式5-2、様式6、様式7-1、様式7-2、様式8、様式10、様式11及び添付資料を全てまとめ、一連の通し番号を付して提出すること。

通し番号は、次の例により表示すること。

表示例:提出書類の総枚数(添付資料を含む。)が20枚の場合

様式4-1を「1/20」とし、以下、2/20、3/20・・・19/20、20/20

また、提出書類の添付資料のうち様式5-1、様式5-2、様式6、様式7-1、様式7-2、様式8、様式10、様式11に係わる添付資料は、提出(省略)確認のため、提出書類(技術提案書)一覧を(様式4-2)を作成し、提出すること。

なお、令和5年4月1日以降の公告日における鳥取森林管理署への入札参加が2回目以降となる場合は、令和5年4月1日以降の公告日で提出した上記添付資料のうち、初回以降に提出したものと内容に異同がない提出資料に限り、提出を省略できる。

記載事項	内容に関する留意事項
ア)企業の施工実績	(1)直轄工事成績 ① 近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事で、過去3年間(令和2年度から令和4年度)に元請として完成、引渡しした全ての工事について記載するとともに、記載した全ての工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。 ② 記載様式は、様式5-1。 (2)優良工事表彰 ① 企業が、過去10年間(暦年。平成25年から令和4年の日付が記載されている表彰状)に優良工事表彰(農林水産大臣・林野庁長官・近畿中国森林管理局長表彰)を受けている場合は、表彰状の写しを添付すること。ただし、近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事に限る。(用紙の大きさはA4とする。) (3)森林の環境条件による施工実績

	① 過去10年間(平成25年度から令和4年度)に近畿中国森林管理局管内の自然公園内において、元請として完成、引渡しした森林土木工事について代表的な工事1件を記載する。 ② ただし、近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。 ③ 記載様式は、様式5-2。なお、同様式の注書きを確認し、必要な資料等を添付すること。 (4)近隣地域内工事の施工実績 ① 過去5年間(平成30年度から令和4年度)に本工事の工事場所が所在する近隣地域内において元請として完成、引渡しした森林土木工事について、代表的な工事1件を記載する。 ② 近隣地域内の施工実績の対象地は、8(4)の①に記載している。 ③ ただし、近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。 ④ 記載様式は、様式6。なお、同様式の注書きを確認し、必要な資料等を添付すること。 (5)ISO(国際標準規格)の認証取得 ISO 9001(品質)、ISO 14001(環境)の認証を取得している場合は、その写しを添付すること。(用紙の大きさはA4)
イ)配置予定技術者の能力	(1)配置予定技術者の施工経験 ① 過去3年間(令和2年4月1日から令和5年3月31日)に完成、引渡しを完了した同種工事に従事した工事1件を記載すること。また、複数の技術者を登録する場合は、本様式を複写し作成すること。その場合、審査については、各候補者のうち資格・実績等の評価が最も低い者により評価する。 ② 配置予定技術者が有する資格について確認できる資料を添付すること。 ③ 配置予定技術者が直接雇用されていることが確認できる資料を添付すること。 ④ 記載様式は、様式11 (2)継続教育の学習実績 主任技術者として配置を予定している者の継続学習制度(CPD)における過去3年間(令和2年4月1日から令和5年3月31日)の取得ポイントについて、その実施記録証明書(CPD運営機関発行の書面)の写しを添付すること。(用紙の大きさはA4)
ウ)企業の信頼性・地域への貢献	(1)本店、支店又は営業所の所在 本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書で局長から通知している「資格確認通知書」の写し等。)を添付すること。 (2)災害時における活動実績 企業が、過去2年間(令和3年度及び令和4年度)に近畿中国森林管理局及び近畿中国森林管理局管内の行政機関と国有林・民有林についての情報収集、応急復旧等に関する協定を締結し、又は協定を締結している団体に所属し、かつ、協定に基づく活動を行った場合は、協定(申請日直近の協定を締結している団体に所属していることを証明する書面を含む。)の写し及び活動実績を証明する書面(報告書、証明書等の写し。)を添付すること。(用紙の大きさはA4) (3)国土緑化活動に対する取組 ① 企業が、過去2年間(令和3年度及び令和4年度)に近畿中国森林管理局管内の国有林又は民有林をフィールドとして国土緑化活動(森林の造成・育成に関する活動)を行った場合は、活動実績を証明する書面を添付すること。(用紙の大きさはA4) ② 企業が国土緑化活動に関する契約・協定を締結(契約・協定を締結している団体に所属している場合を含む。)している場合は、「活動実績を証明する書面」として、当該契約書又は協定書(申請日直近の契約・協定を締結している団体に所属していることを証明する書面を含む。)の写しを添付すること。(用紙の大きさはA4) (4)ボランティア活動の実績 ① 企業が、過去2年間(令和3年度及び令和4年度)に、近畿中国森林管理局管内の国有林又は民有林をフィールドとしてボランティア活動(森林内の清掃、林道刈払い、側溝の清掃等)を行った場合は、活動実績を証明する書面を添付すること。(用紙の大きさはA4) ② 「ボランティア活動の実績」は、上記(2)及び(3)の実績との重複評価は行わない。 (5)ワーク・ライフ・バランス等の推進 ① 企業がワーク・ライフ・バランス等の取組を行っている場合は、以下のア～ウの認定に関し記載するとともに、それを証明する書類の写しを添付すること。 ア. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 イ. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ウ. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

	また、若手技術者等の確保・育成への取組を行っている場合は、それを証明する書面を添付すること。 ② 記載様式は、様式7-1及び7-2。 (6) 森林土木工事における週休2日の取組実績(過去1年間(令和4年度)) 森林土木工事における週休2日の取組実績証明書の通知を受けた実績がある場合は証明書の写しを添付すること。なお、証明書の写しの添付がない場合は評価しない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1人以上が証明書の通知を受けた実績がある場合に評価する。 (7) 「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、様式8の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異動がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。 また、中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出する。「※法人税申告書の別表1のこと。」 なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。 (8) 近畿中国森林管理局緊急応急工事要請対象者公募要領により、緊急応急工事要請対象者名簿に登録され、緊急応急工事を受注した者は、当該緊急応急工事が完了した年度の翌年度から2年度間、加点の対象となるので、様式10に代表的な工事1件を記載し、必要な資料を添付すること。
--	--

ア)及びウ)の(8)の施工実績には、契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)及び工事内容(森林土木工事)が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で、工種、数量等が確認できる部分)を添付すること。

なお、CORINSに登録されている森林土木工事を施工実績とする場合については、登録内容確認書(工事実績)の写し(上記が確認できる部分のみでよい。)又は当該工事のCORINSの登録番号の記載をもって契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

- (5) 確認資料及び技術提案書作成説明会
原則として実施しない。
- (6) 技術提案書に関する審査及び評価
技術提案書の審査及び評価並びに施工体制の確保状況の審査及び評価は、近畿中国森林管理局の技術審査会において行う。
- (7) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、電子入札システムによる申請者には電子入札システムで、紙入札方式の申請者には書面で、競争参加資格の有無について令和5年5月15日までに通知する。
なお、競争参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。
- (8) 施工体制確認のためのヒアリング
施工体制(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、原則として開札後速やかに実施する。
なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。
 - ① ヒアリング日時: 令和5年6月8日
 - ② ヒアリング場所: 〒530-0042
大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号
近畿中国森林管理局
- ③ 資料の提出:
入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対し、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。また、調査基準価格を満たす者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求めることとなる追加資料及び審査方法の概要は、別紙「施工体制確認型総合評価落札方式について」のとおりとし、追加資料の提出は、次に示す期日までに行うものとする。提出後の追加資料の修正及び再提出は認めない。
なお、予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、下記10の(3)の開札後、速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。その際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記10の(3)の開札後、追加資料の提出を行わない旨を記載した書面(様式は自由。)を提出するものとする。
ア 提出期限: 令和5年6月2日
イ 提出場所: 上記3の(15)の①に同じ
ウ 提出方法: 原則として持参とする。
- ④ その他:

施工体制確認のためのヒアリングを行う対象者は、配置予定技術者のうちの1名とする。複数人の技術者を配置予定技術者の候補とした場合は、様式3のヒアリング対象者欄へヒアリングの対象者として予定する配置予定技術者(1名)に注書に基づいて明示すること。

なお、追加資料を求める場合においては、面談形式によるヒアリングを実施するものであるが、入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者(複数人を候補技術者としている場合は、様式3に明示した者。)を必ず含め、追加資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。追加資料の提出がない場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

(9) その他

- ① 技術提案書及び追加資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された技術提案書及び追加資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された技術提案書及び追加資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における技術提案書及び追加資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして、分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和5年5月24日17時00分まで。
ただし、上記期限内の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)
- ② 提出場所：上記3の(15)の①に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)による。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和5年5月29日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

- ① 閲覧期間：令和5年5月29日から令和5年6月2日までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
- ② 閲覧場所：(1)の②に同じ。

- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(様式は自由)により再苦情を申し立てることができる。

- ① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内
- ② 提出場所：(1)の②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)による。

- (5) 再苦情の申立てについては、近畿中国森林管理局入札監視委員会で審議する。

- (6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。

- ① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
- ② 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

8. 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 上記6の(4)に基づいて提出された技術提案書に示された内容、実績等により最大30点の加算点を与える。なお、施工体制の評価を踏まえ施工体制確認前の技術提案の加算点に施工体制評価点の得点割合を乗じて加算点を補正する場合がある。
- ③ 提出された技術提案書、6の(8)のヒアリング、追加資料等により確認された施工体制の確保状況に応じ、最大30点の施工体制評価点を与える。
- ④ 与えられた標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、該当入札者の入札価格で除して算出した「評価値」をもって行う。
評価値＝{(標準点＋加算点＋施工体制評価点)／(入札価格)}

- (2) 評価項目及び評価指標

- ① 評価項目及び各評価項目の評価指標の内容を以下に示す。
- ア 企業の施工実績に関する事項
工事成績、優良工事表彰、ISOの認証取得等により評価
 - イ 配置予定技術者の能力に関する事項
保有資格、同種工事の施工経験、工事成績、継続教育等により評価
 - ウ 企業の信頼性・地域への貢献に関する事項
不誠実な行為の有無、地域内の拠点の有無、ボランティア活動の実績等により評価
 - エ 施工体制の確保に関する事項
品質確保の実効性、施工体制確保の確実性に関し、施工体制構築の方法とそれが施工内容の実現確実性の向上につながるかにより評価
- ② 技術提案書について、①のウからエの評価項目ごとに審査の上、それぞれの評価項目につき得点を与え、その得点の合計を加算点とする。
- また、技術提案書、6の(8)のヒアリング、追加資料等に基づき、①のエの評価項目ごとに施工体制の確保状況を審査し、それぞれの評価項目につき得点を与え、その得点の合計を施工体制評価点とする。

(3) 入札の評価に関する基準

- ① 加算点付与の考え方は以下のとおりとする。

- ア 企業の施工実績に関する事項
近畿中国森林管理局発注の森林土木工事における過去3年間(令和2年度から令和4年度)の工事成績評定点の平均点、過去3年間(令和2年度から令和4年度)の低入札価格調査対象工事の有無及び工事成績評定点、近畿中国森林管理局発注の森林土木工事における過去10年間(暦年)の優良工事表彰の実績の有無、森林の環境条件による施工実績の有無、近隣地域内での施工実績の有無、施工困難工事の施工実績の有無及びISO(国際標準規格)の認証取得状況により評価する。
 - イ 配置予定技術者の能力に関する事項
同種工事における主任(監理)技術者としての施工経験の有無、継続教育履修実績の状況及び配置予定技術者の保有する資格により評価する。
 - ウ 企業の信頼性・地域への貢献に関する事項
過去2年間(令和3年度及び令和4年度)における不誠実な行為(指名停止等)の有無、企業の本店・支店又は営業所の所在の有無、災害時における活動実績、国土緑化活動に対する取組実績及びボランティア活動の実績、ワーク・ライフ・バランス等の推進実績、森林土木工事における週休2日の取組実績、賃上げ実施の表明の有無、緊急応急工事の施工実績の有無により評価する。
- ② 施工体制評価点付与の考え方は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる場合	15	15 (最高点)
	工事の品質確保に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合	15	15 (最高点)
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

(4) 評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
企業の施工実績	過去2年間の工事成績評定点の平均点	0 から 5点
	過去2年間の低入札価格調査対象工事の有無及び工事成績評定点	0 から 3点
	過去10年間(暦年)の表彰の有無	0 から 3点
	森林の環境条件による施工実績の有無	0 から 1点
	過去2年間の施工困難工事の有無	0 から 1点
	近隣地域内における施工実績の有無	0 から 1点
	ISO(国際標準規格)の認証取得状況	0 から 2点
	小 計(最高点)	16点
配置予定技術者の能力	過去15年間の同種工事の施工経験の有無	0 から 3点
	過去2年間の継続教育(CPD)の履修実績の状況	0 から 3点

企業の信頼性・ 地域への貢献	技術者の保有する資格	0 から 1点
	小 計(最高点)	7点
	過去2年間の不誠実な行為(指名停止等)の有無	-2 から 0点
	本店、支店又は営業所の所在の有無	0 から 1点
	過去2年間の災害時における活動実績	0 から 2点
	過去2年間の国土緑化活動に対する取組実績	0 から 1点
	過去2年間のボランティア活動の実績	0 から 1点
	ワーク・ライフ・バランス等の推進実績	0 から 1点
	森林土木工事における週休2日の取組の有無	0 から 1点
	賃上げ実施の表明の有無	0 から 2点
	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	
	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	0 から 1点
	緊急応急工事の施工実績の有無(当該緊急応急工事が完了した年度の翌年度から2年度間)	
小 計(最高点)		10点
計(最高点)		33点

- ① 「企業の施工実績」の「近隣地域内における施工実績」の対象地域は、鳥取県東伯郡琴浦町とする。
- ② 過去2年間の実績が無い業者については、『65』点の見なし点数とする。
- ③ 配置予定技術者の候補者が複数人の場合は、資格・実績等の評価が最も低い者で評価する。
- ④ 「加算点」の算出方法は、評価項目(企業への施工実績、配置予定技術者の能力、企業の信頼性・地域への貢献)について評価した結果得られた「評価点」の合計点を「加算点」として与える。
ただし、「評価点」の合計が30点を超えることから、得られた評価点に30/33を乗じた数値を加算点として与える。
- ⑤ 過去1年間あるいは過去2年間等過去〇年間とは、別に記載がない限り年度単位とする。

(5) 賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、様式9又は様式9-1の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」(別紙1)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙2)の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別紙1)の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算日(別紙1に記載の事業年度の末日)の翌日から起算して2ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、別紙1の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙2)の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「(A)俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、別紙2の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙3のとおりである。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であつて、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該契約相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

なお、その結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変更することによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

従業員への賃金引き上げ実績整理表(様式9又は様式9-1)及び添付資料については、郵送(書留郵便に限る。)により、それぞれの提出期限内に以下の送付先に提出すること。

送付先: 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号
近畿中国森林管理局 経理課
電話:06-6881-3479

(6) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、次のア及びイの条件を満たした者の内、8の(1)の④により算出した「評価値」が、最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

- ③ 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、17に示すとおり予決令第86条の調査を行うこととし、調査の対象となる者は、これに協力しなければならない。

(7) 評価内容の担保

- ① 入札時に提示された技術提案については、工事完成後において、履行状況について検査を行う。

- ② 工事の検査において、入札時に提示された技術提案の内容を全て満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、完成後においても引き続き存続するものとする。

- ③ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、林野庁工事成績評定要領に基づき、履行されなかった技術提案1提案当たり3点を工事成績評定点から減ずるものとする。

- ④ 入札時に提示された技術提案の実施を担保するため、契約書に当該技術提案書を添付するとともに、その実施を約する旨の条項を付すものとする。

- ⑤ 受注者は、技術提案内容の履行状況が確認できるよう、通常の工事写真とは別に、技術提案内容の実行写真をまとめた工事写真を提出すること。

- ⑥ 施工中、受注者の責によることなく、技術提案内容を変更しなければならない状況が生じて、発注者が正当な理由があると認めた場合に限り、技術提案内容の変更を認めるものとする。

9. 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

- (1) この入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

- ① 受領期間：令和5年4月20日から令和5年5月19日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)

- ② 提出場所：上記3の(15)の①に同じ

- ③ 提出方法：書面の持参又は郵送(書留郵便に限る。締切日必着。)による。

- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により回答する。また、質問及び回答書の内容を次のとおり閲覧に供するとともに、近畿中国森林管理局ホームページに随時掲載する方法により公表する。

- ① 閲覧期間：入札公告の翌日から開札日前日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)

- ② 閲覧場所：(1)の②に同じ。

10. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の開始は、令和5年5月25日9時00分、締め切りは、令和5年5月30日10時00分。

- (2) 紙入札方式による入札の場合は、(3)の開札日に入札書を持参し、鳥取森林管理署会議室において令和5年5月30日10時00分に入札すること。

- (3) 開札は、令和5年5月30日10時30分に鳥取森林管理署会議室において行う。

- (4) 紙入札方式による入札の場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写しを持参し、入札前に確認を受けること。なお、代理人が入札する場合は、委任状をあわせて持参し、入札前に確認を受けること。

11. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。持参以外の方法による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は原則2回までとするが、分任支出負担行為担当官の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。
- (4) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。
 - ① 利付き国債の提供
 - ② 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

13. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。
工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は発注者名及び工事名とともに、工種、数量、単価、金額等を必ず記載すること。
 - ① 電子入札方式の場合
 - ア 提出方法
工事費内訳書を上記6の(1)の③に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付し、入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイル容量が3MBを超える場合には、次のイにより提出すること。
 - イ 郵送について
工事費内訳書のファイル容量が3MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送（締切日時必着）で提出すること。郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記(A)から(D)の内容を記載した書面（様式は自由）を作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。
 - (A) 郵送する旨の表示
 - (B) 郵送する書類の目録
 - (C) 郵送する書類のページ数
 - (D) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
 郵送の場合の提出先は上記3の(15)の①に同じ。
 - ウ ファイル形式
電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は、上記6の(1)の③に示したファイル形式で作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付するものとする。
 - ② 紙入札方式の場合
入札書とともに工事費内訳書を提出すること。
- (2) 施工体制確認型総合評価落札方式では、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは入札を無効とする。
- (3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。また、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

- (4) 入札参加者は、商号又は名称、住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出すること。分任支出負担行為担当官は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、当該工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

工事費内訳書を無効とするもの

- ① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）
 - ア 工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 工事費内訳書とは無関係な書類である場合
 - ウ 他の工事費内訳書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 工事費内訳書が特定できない場合
 - カ 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
- ② 記載すべき事項が欠けている場合
 - ア 内訳の記載が全くない場合
 - イ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
 - ア 他の工事費内訳書が添付されていた場合
- ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - ア 発注者名に誤りがある場合
 - イ 工事名に誤りがある場合
 - ウ 提出業者名に誤りがある場合
 - エ 工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
- ⑤ その他未提出又は不備がある場合

14. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、農林水産省電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

15. 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに現場説明書、入札説明書及び入札者注意書（原則、現場説明書は電子入札システムの本件工事に係るページ、入札説明書は近畿中国森林管理局ホームページの「一般競争入札一覧」内の本件工事のページ、入札者注意書は近畿中国森林管理局ホームページの「公売・入札情報」>「入札情報」>「各種様式・約款」のページからそれぞれダウンロードすることにより交付。）において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札を無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

また、施工体制の審査・評価に関するヒアリングに応じない者（当該ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む。）及び該当ヒアリングの実施に当たって、求められた追加資料の提出を期限までに行わない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。ただし、天災・事故・病氣など特別な事情を理由に、ヒアリングに応じなかった場合又は追加資料を提出しなかった場合を除く。

- (2) 当該事業の入札において、次の各号のいずれかの不正な行為を行なった者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 自身又は特定の事業者が入札に参加可能となるよう、又は不可能となるよう参加資格要件を変えるよう発注担当職員に対し要求する行為。
- ② 自身又は特定の事業者が入札に参加が可能となるよう、又は不可能となるよう入札参加資格審査に圧力をかけるような要求行為。
- ③ 非公開または公開前における設計金額、予定価格、見積金額又は予算令第85条に基づく調査基準価格及びこれらが類推できる因子等を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
- ④ 非公開又は公開前における総合評価落札方式における技術点を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
- ⑤ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
- ⑥ 入札参加者名を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
- ⑦ 入札に先立って提出される技術提案書等の資料に関し、その内容について助言や確認、修正を要求する行為。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、自身又は他の事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為。

- (3) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すことができるものとする。
- (4) 上記(3)に該当する事実が契約後に確認された場合は、発注者は国有林野事業工事請負契約約款第48条第9号・11号を適用し契約を解除することができるものとする。

16. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しない又は解除することがある。ただし、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保をし、発注者の承認を得た場合を除く。

なお、実際の工事に当たって受注者は、工事の継続性等に支障がないと認められる場合において下記のいずれかに該当する場合、発注者との協議により、配置の主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点(橋梁等工場製作を含む工事の場合)。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合(大規模な工事の場合)。
いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

17. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式により評価した結果、調査基準価格以下での応札者の評価値が最も高く、契約相手方として候補者となった場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から追加資料(局ホームページに掲載している施工体制確認型追加資料記載要領を参照)の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次に掲げる①から④の額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

- (2) 低入札価格調査又は特別重点調査を受けた契約相手方が、近畿中国森林管理局管内で令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間に完成した工事に関して、65点未満の工事成績評定点を通知された企業の場合は、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に上記4の(6)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

18. 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、分任支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面(様式は自由。)により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和5年6月13日 17時00分まで。
ただし、上記期限内の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)
- ② 提出場所：上記3の(15)の①に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)による。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和5年6月20日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
- ① 閲覧期間：令和5年6月20日から令和5年6月24日までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
 - ② 閲覧場所：(1)の②に同じ。
- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(様式は自由。)により再苦情を申し立てることができる。
- ① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内
 - ② 提出場所：(1)の②に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)による。
- (5) 再苦情の申立てについては、近畿中国森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。
- ① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
 - ② 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要
19. 契約書作成の可否等
別冊契約書案により、契約書を作成するものとし、落札決定の日から起算して7日を目安として契約を締結するものとする。
20. 支払条件
(1) 前金払：有
- (2) 中間前金払及び部分払：有(落札者の選択事項であり選択するものとする。)
ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び発注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款第4条第3項中「10分の1」を「10分の3」に、第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第55条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読替えるものとする。
また、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第7項及び第8項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読替えるものとする。
21. 関連情報を入手するための照会窓口
上記3の(15)の①に同じ。
22. その他
(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書等及び6の(8)③の追加資料に虚偽の記載をした場合においては、「工事請負契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、上記6の(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
ただし、請負金額が4,000万円以上の場合は、上記6の(3)の資料に記載した技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。
また、建設業者においては、建設業法上、その営業所ごとに専任の技術者を置くことになっており工事の主任技術者等は原則兼務できないことに留意すること。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日等を除く、9時から17時まで稼働している。
- (5) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引」を参考とすること。
- (6) 障害発生時及び電子入札システムの操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】
農林水産省電子入札ヘルプデスク
受付時間：土日、祝日及び年末年始を除く、9時から16時(12時から13時までを除く。)
電話：048-254-6031
FAX：048-254-6041
e-mail：help@maff-ebic.go.jp

- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (9) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等について
 工事の施工のために請負契約を締結する工事において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とはしないものとする。
 ただし、受注者は、次の①又は②に掲げる下請負人の区分に応じて、それぞれに掲げる要件に該当する場合は、下請負人としてすることができる。
- ① 受注者と直接下請負契約を締結する下請負人
 次のいずれにも該当する場合
 イ 当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 ロ 発注者の指定する期間内に当該保険等未加入建設業者が4の(13)の①から③に掲げる届出をし、当該事項を確認することのできる書類(以下「確認書類」をいう。)を、受注者が発注者に提出した場合
- ② ①に掲げる下請負人以外の下請負人
 次のいずれかに該当する場合
 イ 当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当な理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認を発注者に提出した場合
- (10) 下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合において違約罰に該当する要件並びにその額について
 受注者は、次の①又は②に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、次の①又は②に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- ① 社会保険等未加入建設業者が前(9)の①に掲げる下請負人である場合において、同①のイに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同①のロに定める期間内に確認資料を提出しなかったとき
 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- ② 社会保険等未加入建設業者が前(9)の②に掲げる下請負人である場合において、同②のイに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同②のロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額
- (11) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について
 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
- (12) 森林整備保全事業工事標準仕様書については、当局ホームページを参照すること。
- (13) 本工事請負契約における契約約款は、近畿中国森林管理局ホームページの「国有林野事業工事請負契約約款(令和5年4月6日以降に締結する工事の請負契約から適用)」をダウンロードすること。
 なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、入札書の提出をもって誓約します。

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
鳥取森林管理署長 片山 宏文

住 所
商 号 又 は 名
代表者氏名
FAX番号

令和 年 月 日付けで入札公告のありました〇〇〇工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと、入札公告の2(3)、(9)、(10)及び(12)の条件を満たすこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の2(4)に定める同種工事の施工実績を記載した書面(様式2及び添付資料)
- 2 入札公告の2(6)に定める配置予定の技術者の状況等を記載した書面(様式3及び添付資料)
- 3 入札公告の2(6)ウに定める本店、営業所等の専任技術者の氏名が確認できる資料
- 4 入札公告の2(8)に定める工事成績評定通知書(該当する場合のみ)の写し
- 5 入札公告の2(11)に定める本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料
- 6 入札公告の2(13)に定める届出が確認できる資料

- (備考)
- 1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。
 - 2 承諾を得て紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手(404円)を貼った長形3号封筒を申請書と併せて提出すること。

〇／〇

様式1-2
(用紙A4)

提出書類(競争参加資格)一覧(2回目以降の入札参加で、資料提出を省略可能なもの)

様式名称	添付書類	提出確認	(省略する場合)
別記様式2	工事成績評定通知書等(写)	提出／省略	【記載例】〇〇年度〇〇地区〇〇事業(〇月〇日公告)に提出済み。(内容に異同はない。)
別記様式3	工事成績評定通知書等(写)	提出／省略	
	資格者証等【監理技術者の場合】		
	監理技術者資格者証(写)	提出／省略	
	監理技術者講習修了証等(写)	提出／省略	
	健康保険被保険者証等(写)	提出／省略	
	資格者証等【主任技術者の場合】		
	保有する資格・免許を確認できる書類(写)	提出／省略	
	健康保険被保険者証等(写)	提出／省略	

(注1) 別記様式2, 3の添付書類について、令和5年4月1日以降の公告日における鳥取森林管理署への入札参加が2回目以降となる場合は、令和5年4月1日以降の公告日で提出した上記添付資料のうち、初回以降に提出したものと内容に異同がない提出資料に限り、提出を省略できる。この場合は、「省略」を選択の上、当該資料を提出した入札の情報を記載すること。

なお、令和5年4月1日以降の公告において、鳥取森林管理署への初参加の入札の場合は、「提出」を選択の上、添付資料を提出すること。

(注2) 入札公告において明示した資格、実績又は試験(以下「資格等」という)を工事実績情報システム(CORINS)の登録が完了している工事により確認できる場合は、次に掲げる各様式のCORINS登録の有無欄にCORINS登録番号を記載することにより工事カルテ(写)の添付を省略できるものとする。

ただし、CORINSで確認できない場合は、入札公告において明示した資格等が確認できる資料の写しを添付すること。

① 同種工事の施工実績(別記様式2)

② 配置予定の主任(監理)技術者の資格・同種工事の経験(別記様式3)

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績
会 社 名:

同種工事: 入札説明書4-(4)による

項 目		
工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	令和 年 月から令和 年 月
	受 注 形 態 等	単体／共同企業体(出資比率)
	CORINS 登 録 有 無	有(CORINS登録番号) 無
工 事 概 要 等	工 種	
	規 模 ・ 寸 法	
備 考		

(備考)

- 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に元請けとして、完成、引渡しを完了した同種工事の中から、代表的なものを1件記載する。
ただし、同種工事の要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、実績を記載すること(一方の要件に係る実績のみ記載の場合は同種工事の実績等と見なさないので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。)
- 施工実績の証明には、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②同種工事が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されており、その登録内容から①及び②を確認できる場合は、CORINSの登録内容確認書(工事实績)の写し(①(社印部分は除く。))及び②が確認できる部分のみでよい。)又は当該工事のCORINSの登録番号の記載を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。
- 森林管理局長等が発注した同種工事は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、工事成績評定点が65点未満の工事は、同種工事の施工実績とは認めない。

〇／〇

様式3

配置予定の技術者の状況

会社名

項目	氏名	(主任技術者名)		
最終学歴		〇〇大学〇〇学科	年卒業	
土木工事に関する実務経験年数		年		
法令による資格		一、二級土木施工管理技士 一、二級建築機械施工技士 技術士(森林土木) 林業技士(森林土木部門)等 (取得年月日、登録番号)		
	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	(府県名・市町村名)		
	契約金額			
	工期	令和 年 月から令和 年 月		
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者等		
	工事内容(工種)			
	受注形態等	単体／共同企業体(出資比率)		
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号)・無		
他の請負工事における状況	工事名			
	発注機関名			
	工期	令和 年 月から令和 年 月		
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者		
	本工事と重複する場合の対応措置	例)本工事に着手する前の 月 日から 後片付け開始予定のため本工事に従事可能		
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号)・無		
	ヒアリング対象者	〇		
	本店・営業所の専任技術者	専任技術者 △ △ △ △		

(備考) 1 申請時に他の工事の状況には、申請時に従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の対応措置等を記入すること。なお、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載できる。
2 工事経験の概要については、平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に完竣・引渡しが完了した同種工事の施工経験を有する体系的な1件を記入する。
ただし、同種工事の要件が複数(例：「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(渓間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、施工経験を記載すること(一方の要件に係る施工経験のみ記載の場合は同種工事の施工経験等と見なさない)ので注意すること。
ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。配置予定技術者の施工経験については、①施工経験として記載した工事に係る契約書の写し、②同種工事に従事したことが確認できる書類の写し(施工計画等で従事実績が確認できる部分)を添付すること。なお、当該工事がCORINSに登録されており、その登録内容から上記①、②及び③を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(①(社印部分を除く。)、②及び③が確認できる部分のみでよい)又は当該工事のCORINSの登録番号の記載を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができ、3 森林管理局長等が発注した同種工事は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、工事成績評定点が65点以上のものに限る。
4 配置予定技術者が有する資格について確認できる資料を添付すること。
5 複数人を候補技術者としている場合は、施工体制確認のため行うヒアリングの対象となる技術者の「ヒアリング対象者」欄に「〇」を記入すること。
6 建設業法第7条第2号、第15条第2号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録されている者の氏名が確認出来る資料を添付すること。
7 健康保険被保険者証の写しを資料として添付する場合は、記号・番号等にマスキングが施されたものに限る。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者

技術提案書の提出について

令和 年 月 日付けで入札公告のありました〇〇〇〇工事について、下記の技術提案書を提出いたします。
なお、技術提案書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 企業の施工実績

- (1) 過去2年間の管内の直轄工事成績(様式5-1及び添付資料)
- (2) 過去10年間の直轄工事優良工事表彰(該当する場合は表彰状の写し)
- (3) 森林環境条件による施工実績(様式5-2及び添付資料)
- (4) 過去5年間の近隣地域内での森林土木工事の施工実績(様式6及び添付資料)
- (5) ISO(国際標準規格)の認証(認証証書の写し)

2 配置予定技術者の能力

- (1) 配置予定の技術者の状況(様式11及び添付資料)
- (2) 継続教育の学習実績(過去3年間(2020/4/1から2023/3/31)の実績記録証明書の写し)

3 企業の信頼性・地域への貢献

- (1) 本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料
- (2) 過去2年間の災害時等における活動(協定書の写し、活動実績を証明する書面の写し)
- (3) 過去2年間の国土緑化活動(活動実績を証明する書面の写し)
- (4) 過去2年間のボランティア活動(活動実績を証明する書面の写し)
- (5) ワーク・ライフ・バランス等の推進(様式7-1、7-2及び添付資料)
- (6) 森林土木工事における週休2日の取組実績証明書の写し
- (7) 従業員への賃金引上げ計画表明書様式8及び添付資料)
- (8) 緊急応急工事の施工実績(様式10及び添付資料)

注1: 資料の容量が10MBを超える場合又は発注者の承諾を得て紙入札方式により郵送する場合は、書留郵便により郵送すること。

2: 1から3については、該当する場合にのみ作成、添付するものとする。

3: 3の(2)及び(3)は、証明書の欄外に「国土緑化活動」か「ボランティア活動」かを明示するものとする。

[○/○]

様式4-2
(用紙A4)

提出書類一覧(技術提案書)(2回目以降の入札参加で、資料提出を省略可能なもの)

様式名称	添付書類	提出確認	(省略する場合)
別記 様式5-1	工事成績評定通知書等(写)	提出／省略	【記載例】〇〇年度〇〇地区〇〇事業(〇月〇日公告)に提出済み。(内容に異同はない。)
別記 様式5-2	施工実績を証明する書類(写)	提出／省略	
	工事成績評定通知書等(写)	提出／省略	
別記 様式6	施工実績を証明する書類(写)	提出／省略	
	工事成績評定通知書等(写)	提出／省略	
別記 様式7-1	認定通知書(写)	提出／省略	
	一般事業主行動計画策定・変更届(写)	提出／省略	
別記 様式7-2	若手技術者等の確保・育成への取組状況を確認できる書面(写)	提出／省略	
別記 様式8	法人税申告書別表1(写)	提出／省略	
別記 様式10	緊急応急工事の施工実績を証明する書類(写)	提出／省略	
別記 様式11	工事成績評定通知書等(写)	提出／省略	
	資格者証等【監理技術者の場合】		
	監理技術者資格者証(写)	提出／省略	
	監理技術者講習修了証等(写)	提出／省略	
	健康保険被保険者証等(写)	提出／省略	
	資格者証等【主任技術者の場合】		
	保有する資格・免許を確認できる書類(写)	提出／省略	
	健康保険被保険者証等(写)	提出／省略	

- (注1) 別記様式5-1、5-2、6、7-1、7-2、8、10、11の添付書類について、令和5年4月1日以降の公告日における鳥取森林管理署への入札参加が2回目以降となる場合は、令和5年4月1日以降の公告提出した上記添付資料のうち、初回以降に提出したものと内容に異同がない提出資料に限り、提出を省略できる。この場合は、「省略」を選択の上、当該資料を提出した入札の情報を記載すること。
- なお、令和5年4月1日以降の公告において、鳥取森林管理署への初参加の入札の場合は、「提出」を選択の上、添付資料を提出すること。
- (注2) 別記様式11の添付書類について、入札公告において明示した配置予定の主任(監理)技術者の資格・同種工事の経験資格、実績(以下「資格等」という)を工事実績情報システム(CORINS)の登録が完了している工事により確認できる場合は、次に掲げる各様式のCORINS登録の有無欄にCORINS登録番号を記載することにより工事カルテ(写)の添付を省略できるものとする。
- ただし、CORINSで確認できない場合は、入札公告において明示した資格等が確認できる資料の写しを添付すること。
- (注3) 複数の技術者を登録する場合は、様式11を複写し作成すること。

[○/○]

過去3年間の管内の直轄工事成績

会社名:〇〇〇(株)

	工事名	発注機関名	受注 形態	完成 年度	評定点	低入札価格調査の 該当の有無
1	〇〇〇山腹工事	〇〇森林管理署	元請	20	82	該当
2						
3						
4						
5						
平均						

注1 近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事で、元請として令和2年度から令和4年度に完成、引渡しした全ての工事について、工事成績評定点等を記載するとともに、当該工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注2 調査基準価格を下回る価格で入札を行い、低入札価格調査を受けている場合は、「低入札価格調査の該当の有無」欄に「該当」と記載すること。

[〇／〇]

過去5年間の近隣地域内での森林土木工事の施工実績

会社名: ○○○(株)

工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(府県名、市町村名)
	契約金額	
	完成年度	
	受注形態等	単体/JV(出資比率)
工事の概要	工種	例) 山腹工
	規模・寸法等	(例) H=6.0m L=24.0m V=800m ³
CORINS登録の有無		有(CORINS登録番号) 無

- 注1 入札説明書8の(4)の①に記載する近隣地域内において、過去5年間(平成30年度から令和4年度)に元請けとして、完成、引渡しを完了した森林土木工事について、代表的な1件を記載すること。
- 注2 CORINS登録「有」に○をした場合は、CORINS登録番号を記載すること。
- 注3 施工実績の証明には、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②工事内容(森林土木工事)が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されており、その登録内容から①及び②を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(①及び②が確認できる部分のみでよい)又は当該工事のCORINSの登録番号の記載を契約書の添付に代え、施工証明とすることができる。
- 注4 近畿中国森林管理局所掌の工事においては、工事成績評定通知書の工事成績評定点が65点以上のものに限る。

[○/○]

様式7-1

ワーク・ライフ・バランス等の推進実績について

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 「えるぼし認定」を取得している。 【該当・該当しない】
- 「プラチナえるぼし認定」を取得している。 【該当・該当しない】
- 「一般事業主行動計画」(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出しており、かつ常時雇用する労働者が300人以下である。 【該当・該当しない】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「くるみん認定」を取得している。 【該当・該当しない】
- 「プラチナくるみん認定」を取得している。 【該当・該当しない】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。 【該当・該当しない】

4 若手技術者等の確保・育成への取組状況

若手技術者等の確保・育成を行っている場合は、別記様式7-2「若手技術者等の確保・育成への取組状況について」を記載し、証明書等を添付すること。

※ 1～3について、該当又は該当しないものに○を付けること。

※ 該当を選択した場合、それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し、一般事業主行動計画策定・変更届の写し)を添付すること。

若手技術者等の確保・育成への取組状況について
(企業の信頼性・地域への貢献等の状況)

会社名:

概ね過去3年間(令和2年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで)における以下の取組実績について、該当するいずれかの項目をチェックし証明書等の写しを添付すること。

☐ 若手技術者の雇用実績

概ね過去3年間(令和2年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで)以内に雇用した35歳以下の者で雇用が継続している者を対象とし、雇用通知書の写し又は社会保険等契約申込書の写し、健康保険被保険者証の写し(保険証は記号・番号等にマスキングが施されたものに限る。)等雇用状況が確認できる資料を添付する。

☐ 若手技術者の資格取得への支援

35歳以下の職員の資格等の取得を目的として、国等の補助制度を利用せず、企業が直接支援したものを対象とし、研修の受講、資格試験・登録等の費用を支援したことが確認できる企業名の記載された申込書、領収証等の書類の写しを添付する。

☐ インターンシップの受入

インターンシップを受入れた実績の確認できる書類(処遇確認書、誓約書など、受入者と取り交わした書類等)の写しを添付する。

☐ 採用者のための現場見学会及び合同説明会等の企業活動

説明会等の主催者への企業参加の申込書、主催者が作成する企業一覧表等活動実績の確認できる資料の写しを添付する。

☐ その他の取組

上記以外の取組として、教育関係者との意見交換会、学校への出前講座の開催及び類似の懇談会その他、若手技術者等の確保・育成への取組と認められる活動実績がある場合は、その活動が確認できる資料を添付する。なお、企業及び事業者団体内部の意見交換会、懇談会等への出席、ハローワークが行う採用等説明会への出席は、対象とならない。

[○/○]

従業員への賃金引上げ計画の表明書

【大企業用】

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当事業年度)(又は○年)(令和○年1月1日から令和○年12月31日))において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率3%以上とすることを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明します。

※状況に応じ何れかを選択

※ 本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

【中小企業等用】

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当事業年度)(又は○年)(令和○年1月1日から令和○年12月31日))において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率1.5%以上とすることを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明します。

※状況に応じ何れかを選択

※ 本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

【以下は、大企業、中小企業等共通】

令和 年 月 日

株式会社○○○○

(住所を記載)

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○

印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○

印

[○/○]

様式8(裏)

(留意事項)

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。貴社がどちらに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業等：法人税法第 66 条第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第6項に該当する者は除く。

- 2 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を決算月（本表明書に記載の事業年度の終了月）の末日から起算して3ヶ月以内に契約担当官等に提出してください。

また、暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の3月末までに契約担当官等に提出してください。

ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能です。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限
- ・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間を賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了後3ヶ月以内
- ・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から3ヶ月以内
- ・契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間

なお、上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができます。

勤収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

- 3 事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができます。

① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること

※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。

② 企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)

※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後ではなく当該評価期間の終了時が基準となり、確認書類等は、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類等となります。

- 4 上記2若しくは3の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記2若しくは3の確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点又は技術点を減点するものとします。

ただし、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった場合は、減点措置の対象としないものとします。

- 5 上記4による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等から適宜の方法で通知します。

[〇／〇]

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与等 平均受給額 ①	当年(度)の給与等 平均受給額 ②	賃上げ率 (②/①－1) × 100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

2 使用した書類

□	法人事業概況説明書
【算出方法】「10主要科目」の(労務費＋役員報酬＋従業員給料)÷「4期末従業員等の状況」の計欄で算出した金額を前年度と比較する	

□	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」÷「人員」で算出した金額を前年と比較する	

(注)使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
 株式会社〇〇〇〇
 (住所を記載)
 代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写しを添付してください。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 (②/①-1) × 100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

□	法人事業概況説明書
【算出方法】「10主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)で算出した給与総額を前年度と比較する	

□	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」で算出した給与総額を前年と比較する	

(注)使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
 株式会社〇〇〇〇
 (住所を記載)
 代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写しを添付してください。

稅務印

F	B	1	0	0	6
---	---	---	---	---	---

千円単位で記載してください。

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

この用紙はとじこまないでください

注3 金融業・保険代理業においては、売掛金債には未収利息、買掛金債には未払利息を記載してください。

注4 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同族会社の場合に記載してください。

12 事業 形態	(1) 兼業の状況 (兼業種目) (兼業割合) %				13 主 な 設 備 等 の 状 況						
	(2) 事業内容の特異性										
	(3) 売上区分 現金売上 % 掛売上 %										
14 決算 日等 の 状 況	売上	締切日		決済日		16 税 理 士 の 関 与 状 況	(1) 氏 名				
	仕入	締切日		決済日			(2) 事務所所在地				
	外注費	締切日		決済日			(3) 電話番号				
15 帳 簿 類 の 備 付 状 況	給料	締切日		支給日		(4) 関与状況	☐ 申告書の作成 ☐ 調査立会 ☐ 税務相談 ☐ 決算書の作成 ☐ 伝票の整理 ☐ 補助簿の記帳 ☐ 経勘定元帳の記帳 ☐ 源泉徴収関係事務				
	帳簿書類の名称						17 加 入 組 合 等 の 状 況	(役職名)			
								(役職名)			
18 18 月 別 の 売 上 高 等 の 状 況	帳簿書類の備付状況					営業時間 開店 時 閉店 時					
						定休日 毎週 (毎月) 曜日 (日)					
	月別	売上(収入)金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収 税 額		従業員数	
	18 月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円	人	
	月										
	月										
	月										
	月										
	月										
	月										
	月										
	計										
前期 の実績											
19 当 期 の 営 業	19 成績の概要										

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

■ (別紙2)

F E 0 1 0 4

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

税務署 受付印		令和 年 月 日提出 税務署長 殿	事業種目	整理番号	署番号
住所又は 所在地 (フリガナ)	電話 (- -)	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	提出媒体	1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 幹旋	
氏名又は 名称 個人番号 又は 法人番号注 (フリガナ)	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄にし、ここから記載してください。	作成担当者		本店等 一括提出	翌年以降 送付
代表者 氏名		作成税理士 署名 電話 (- -)		有 ☐ 否 ☐	
		税理士番号			

提出用
平成28年1月1日以後提出用

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子=14 FD=15 MO=16 CD=17 DVD=18 書面=30 その他=99)
(注)平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)			
区分	人	員	支 払 金 額
(A) 専任、給付、賞与等の 総額			
(B) のうち、内職適用 の日雇労働者の賃金			
(C) 源泉徴収票を 提出するもの			
(D) 災害減免法により 徴収猶予したもの			
(摘要)			

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)			
区分	人	員	支 払 金 額
(A) 退職手当等の 総額			
(B) のうち、源泉徴収票を 提出するもの			
(摘要)			

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)			
区分	人	員	支 払 金 額
所得税法第40条に 規定する報酬又は 料金の総額			
有価証券、税理士等の 報酬又は料金(1号該当)			
診療報酬(2号該当)			
職業野球選手、騎手、外交員等の 報酬又は料金(3号該当)			
芸能等に係る出演、演出等の 報酬又は料金(4号該当)			
ホステス等の 報酬又は料金(5号該当)			
契約金(6号該当)			
賞金(7号該当)			
(A) 計			
(B) のうち、支払調書を提出するもの			
(C) のうち、所得税法第174条第10号 に規定する内国法人に対する賞金			
(D) 災害減免法により 徴収猶予したもの			
(摘要)			

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)			
区分	人	員	支 払 金 額
(A) 使用料等の総額			
(B) のうち、支払調書を 提出するもの			
(摘要)			

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)			
区分	人	員	支 払 金 額
(A) あっせん手数料の総額			
(B) のうち、支払調書を 提出するもの			
(摘要)			

5 不動産等の譲受の対価の支払調書合計表 (376)			
区分	人	員	支 払 金 額
(A) 譲受の対価の総額			
(B) のうち、支払調書を 提出するもの			
(摘要)			

通信日付印	確 認	提出年月日	身元 確認
税務署 整理欄		区 分	
		A B C D E F G H	

令和 年 月 日 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

税務署 受付印		令和 年 月 日 提出 税務署長 殿	事業種目	整理番号	署番号
提出者	住所又は所在地 (フリガナ)	電話 (-)	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4 (フリガナ)	1 給与	2 退職
	氏名又は名称 個人番号又は法人番号(注) (フリガナ)	作成担当者	3 報酬	4 使用	5 譲受
	※個人番号又は法人番号は複写されません	作成税理士 署名	6 贈与	7 本店等一括提出	8 翌年以降送付
	代表者氏名	税理士番号	有 ☐ 否 ☐		
		電話 (-)			

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)			
区分	人	員	支 払 金 額
① 労務、給与等の総額			
②のうち、所得控除の適用を受けるもの			
③ 源泉徴収票を提出するもの			
④のうち、源泉徴収票を提出するもの			
(摘要)			

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)			
区分	人	員	支 払 金 額
① 退職手当等の総額			
②のうち、源泉徴収票を提出するもの			
(摘要)			

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)			
区分	人	員	支 払 金 額
所得税法第40条に規定する報酬又は料金(1号該当)			
弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)			
診療報酬(3号該当)			
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)			
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)			
ホステス等の報酬又は料金(6号該当)			
契約金(7号該当)			
賞金(8号該当)			
計			
④のうち、支払調書を提出するもの			
⑤のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金			
⑥のうち、支払調書を提出するもの			
(摘要)			

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)			
区分	人	員	支 払 金 額
① 使用料等の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの			
(摘要)			

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)			
区分	人	員	支 払 金 額
① あっせん手数料の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの			
(摘要)			

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)			
区分	人	員	支 払 金 額
① 譲受けの対価の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの			
(摘要)			

控 用

〔平成28年1月1日以後提出用〕

○ 提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子 14 FD 15 MO 16 CD 17 DVD 18 書面 30 その他 99)

〔平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。〕

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「㊤のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「㊤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「㊤ ㊤のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊤計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「㊤のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - （イ）本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - （ロ）支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - （イ）本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - （ロ）支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
 - ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - （イ）本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - （ロ）支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

1 確認書類の提出方法

- 賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（別紙様式）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
- ※ 内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。
- ※ 仮に本制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。
- ※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

2 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。
- ※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。
- ※ 例えば、役員報酬を上げるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。
- ※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

【具体的な場合の例】

- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価する
 - ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
 - ・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
 - ・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者等、給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
 - ・ 働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
 - ・ 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
 - ・ 業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。
- 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する
 - ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
 - ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
 - ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
 - ・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
 - ・ 令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。
- ※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度)(又は〇年)において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1)

評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2)

評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した(対前年度〇%増加)が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載)

氏名 〇〇 〇〇

(添付書類)

・〇〇〇

・〇〇〇

緊急応急工事の施工実績

会社名: ○○○(株)

工事名称等	工事名称	○○緊急応急工事
	発注機関名	
	施工場所	(府県名、市町村名)
	契約金額	
	完成年度	
工事の概要	工種	(例)大型土のう積工、流出・崩壊した土砂の撤去
	規模・寸法等	
CORINS登録の有無		有(CORINS登録番号) 無

※ 近畿中国森林管理局緊急応急工事要請対象者公募要領により、緊急応急工事要請対象者名簿に登録され、緊急応急工事を受注した者は、当該緊急応急工事が完了した年度の翌年度から2年度間、加点の対象となるので、本様式に代表的な工事1件を記載し、必要な資料を添付すること。

注1 入札説明書6(4)ウ)(8)に記載する工事の施工実績で、代表的な工事1件を記載すること。

注2 CORINS登録「有」に○をした場合は、CORINS登録番号を記載すること。

注3 施工実績の証明には、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②工事内容(森林土木工事)が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されており、その登録内容から①及び②を確認できる場合は、登録内容確認書(工事实績)の写し(①及び②が確認できる部分のみでよい。)又は当該工事のCORINSの登録番号の記載を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

注4 近畿中国森林管理局所掌の工事においては、工事成績評定通知書の工事成績評定点が65点以上のものに限る。

[○/○]

配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験

会社名：

従事役職	主任技術者又は監理技術者	
氏名		
最終学歴	〇〇大学〇〇学科	年卒業
法令に関する資格・免許	1 級土木施工管理技士 〇〇年〇〇月取得（登録番号：〇〇〇） 監理技術者資格者証 〇〇年〇〇月取得（登録番号：〇〇〇）	
工事 経験 の 概 要	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	（府県名：市町村名）
	契約金額	
	工 期	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
	従事役職	現場代理人 ・ 主任技術者 ・ 監理技術者
	工事内容（工種）	
	受注形態	単体/JV（出資比率）
	CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号） ・ 無
継続教育（CPD）	森林分野における過去 3 年間の取得ポイント 点	

（備考）1 申請時における他の工事の状況には、申請時に従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の対応措置等を記入すること。なお、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載できる。

2 工事経験の概要については、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に完成・引渡し完了した同種工事の施工経験を有する代表的な 1 件を記入する。

ただし、同種工事の要件が複数（例：「林道の新設工事（林道規格 2 級以上）」及び「治山事業（溪間工事又は山腹工事）」の場合は、要件毎にそれぞれ 1 件、施工経験を記載すること（一方の要件に係る施工経験のみ記載の場合は同種工事の施工経験等と見なさないので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事 1 件でよい。）。配置予定技術者の施工経験については、①施工経験として記載した工事に係る契約書の写し、②同種工事が確認できる書類の写し、③配置予定技術者が同種工事に従事したことが確認できる書類の写し（施工計画書等で従事実績が確認できる部分）を添付すること。

なお、当該工事が CORINS に登録されており、その登録内容から上記①、②及び③を確認できる場合は、登録内容確認書（工事实績）の写し（①（社印部分を除く。）、②及び③が確認できる部分のみでよい。）又は当該工事の CORINS の登録番号の記載をもってを契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

3 森林管理局長等が発注した同種工事は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、工事成績評定点が 65 点以上のものに限る。

4 配置予定技術者が有する資格について確認できる資料を添付すること。

別紙

施工体制確認型総合評価落札方式について

1 調査基準価格

調査基準価格は、入札説明書17の(1)による。

2 ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、次の様式(局ホームページに掲載している施工体制確認型追加資料記載要領を参照)の提出を求めるものとする。なお、1の調査基準価格を満たす者に対して追加資料を求める場合は、別途連絡する。

VE提案等の内容に基づく施工を行うことにより、コスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として、次に掲げる様式のうち、イ、ウ及びオの様式にコスト縮減に係る内容を記載の上、提出するものとする。なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

ア 当該価格で入札した理由(追加資料様式1)

イ 積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書(1)(追加資料様式2-1)

ウ 積算内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書(2)(追加資料様式2-2)

エ 一般管理費等の内訳書(追加資料様式2-3)

オ VE提案等によるコスト縮減額調書(追加資料様式3)

カ 下請予定業者等一覧表(追加資料様式4)

キ 配置予定技術者名簿(追加資料様式5)

ク 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(追加資料様式6-1)

ケ 手持ち工事の状況(対象工事関連)(追加資料様式6-2)

コ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(追加資料様式7)

サ 手持ち資料の状況(追加資料様式8-1)

シ 資材購入予定先一覧(追加資料様式8-2)

ス 手持ち機械の状況(追加資料様式9-1)

セ 機械リース元一覧(追加資料様式9-2)

ソ 労務者の確保計画(追加資料様式10-1)

タ 工種別労務者配置計画(追加資料様式10-2)

チ 建設副産物の搬出地(追加資料様式11)

ツ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(追加資料様式12)

テ 品質確保体制(品質管理のための人員体制)(追加資料様式13-1)

ト 品質確保体制(品質管理計画書)(追加資料様式13-2)

ナ 品質確保体制(出来形管理計画書)(追加資料様式13-3)

ニ 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(追加資料様式14-1)

ヌ 安全衛生管理体制(点検計画)(追加資料様式14-2)

ネ 安全衛生管理体制(仮設設置計画)(追加資料様式14-3)

ノ 安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)(追加資料様式14-4)

ハ 信用状況の確認(過去5年間)(追加資料様式15)

ヒ 施工体制台帳(追加資料様式16)

フ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(追加資料様式17)

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、本文6の(8)の施工体制確認のためのヒアリング、上記2の追加資料をもとに、次の各項目について行う。なお、2の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものととしてその者の入札を無効(無効以外の不利益措置を講じない。)とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、施工体制評価点(入札説明書8の(3)の②)は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格(予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。(3)において同じ。)に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか(追加資料様式11、12)
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか(追加資料様式14-1、14-2、14-3、14-4)
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか(追加資料様式13-1、13-2、13-3)

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ① 下請会社、相当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
施工計画を実施するために資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を保有しておりその配置が確実と認められるか。

(4) 技術提案の実施に係る確実性の評価

事前に行った技術提案の評価のうち、関連する上記(2)、(3)のヒアリング及び追加資料の審査結果により、施工体制が十分確保されていない場合は、入札説明書8の(2)の②の加算点に上記(2)、(3)の満点に対する評価結果により得られる加算点の割合を乗じ、小数点第5位を切り捨てた数値をそれぞれの加算点とする。

施工体制確認型のための追加資料記載要領

1. 入札者は、森林管理局長等があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、森林管理局長等が記載要領に従った記載とするよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる(この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものと)
4. 森林管理局長等は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることができる。
5. 特別重点調査の対象となった入札者については、別途各様式毎に根拠として添付すべき書類の提出を求める。

追加資料様式1 当該価格で入札した理由

記載要領

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で安全で良質な施工を行うことが可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する(以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。))。

追加資料様式2-1 積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書(1)

記載要領

1. 数量総括表に対応する内訳書とする。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用(例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用)についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者(入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。)等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員(技術者等)及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。
このうち、追加資料様式5に記載する技術者及び追加資料様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額(上記3の定めに従って計上したもの)を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式3に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。

(注)本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

追加資料様式2-2 積算内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書(2)

記載要領

1. 本様式は、追加資料様式2-1に対する明細を記載する。
2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。

(注)本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

追加資料様式2-3 一般管理費等の内訳書

記載要領

1. 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載する。

2. 本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。

追加資料様式3 VE提案等によるコスト縮減額調書

記載要領

1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。
 購入土 $\bigcirc \times \triangle \triangle = \blacktriangle \blacktriangle \blacktriangle$ (単価 $\bigcirc \bigcirc$ 円/ m^3)
 発生土 $\diamond \times \blacksquare \blacksquare = \square \square \square$ (単価 $\bigcirc \bigcirc$ 円/ m^3)
 $\blacklozenge \blacklozenge \text{m}^3$ を削減
2. 記載例の場合、A-B間の距離、想定ルート、想定移動時間等を記載する。

追加資料様式4 下請予定業者等一覧表

記載要領

1. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。
3. 使用を予定する手持ち資材については追加資料様式8-1、購入予定の資材については追加資料様式8-2、使用を予定する手持ち機械については追加資料様式9-1、直接リースを受ける予定の機械については追加資料様式9-2、確保しようとする労務者については追加資料様式10-1に対応した内容とする。

追加資料様式5 配置予定技術者名簿

記載要領

1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。
2. 入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなる場合は、その者についても記載する。

追加資料様式6-1 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事現場付近(半径10km程度)の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

追加資料様式6-2 手持ち工事の状況(対象工事関連)

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

追加資料様式7 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

記載要領

1. 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
2. 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

追加資料様式8-1 手持ち資材の状況

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価(原価)」の欄には、手持ち資材の原価を記載する(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)
 例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
3. 「調達先(時期)」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

追加資料資料8-2 資材購入予定先一覧

記載要領

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

追加資料様式9-1 手持ち機械の状況

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。
例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

追加資料様式9-2 機械リース元一覧

記載要領

1. 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
2. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。
4. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。）（いずれも過去1年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

追加資料様式10-1 労務者の確保計画

記載要領

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっては、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。
（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
取引年数を括弧書きで記載する。

追加資料様式10-2 工種別労務者配置計画

記載要領

1. 本様式には、追加資料様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、毎年度農林水産省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

追加資料様式11 建設副産物の搬出地

記載要領

1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

追加資料様式12 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

記載要領

1. 本様式は、追加資料様式11に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
2. 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
3. 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
4. 追加資料様式11に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、追加資料様式11に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。
6. 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

追加資料様式13-1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）

記載要領

1. 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、追加資料様式13-2で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び追加資料様式13-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

追加資料様式13-2 品質確保体制（品質管理計画書）

記載要領

1. 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、追加資料様式13-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

追加資料様式13-3 品質確保体制（出来形管理計画書）

記載要領

1. 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

追加資料様式14-1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

追加資料様式14-2 安全衛生管理体制（点検計画）

記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。

2. 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

追加資料様式14-3 安全衛生管理体制(仮設備設置計画)

記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画(仮設備の点検に関する事項を除く。)について記載する。
2. 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄を二段書きにする。

追加資料様式14-4 安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)

記載要領

1. 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者(元請)が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
2. 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を()内に外書きする。
3. 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を()内に外書きする。

追加資料様式15 信用状況の確認(過去5年間)

記載要領

1. 1から5の状況が発生した事実をもれなく記載する。

追加資料様式16 施工体制台帳

記載要領省略

追加資料様式17 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

記載要領

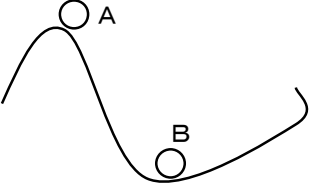
1. 本様式は、過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。
この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。
2. 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

当該価格で入札した理由

一般管理費等の内訳書

契約対象工事名		
費目・項目	金額(円)	備考
一般管理費等		
.....		
.....		
.....		
法定福利費		
維持修繕費		
事務用品費		
通信交通費		
動力用水光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
.....		
.....		

VE提案等によるコスト削減額調書

コスト削減票(1)土砂・発生材		削減額(円) : 2,000,000-
(概要)	記載例 Aで完了した工事発生土を活用し、コスト削減を図る。  購入土 ○×△△=▲▲▲ (単価○○円/m3) 発生土 ◇×■ ■=□□□ (単価○○円/m3) ◆◆m3を削減	
コスト削減票(2)		

追加資料様式4

下請予定業者一覧表

発注者名 工事名称	
--------------	--

工期	自 年 月 日 至 年 月 日
----	--------------------

請負金額(税込)	
----------	--

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～ 年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

労務	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～ 年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	手持ち資材
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～ 年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	自社手持ち
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

配置予定技術者名簿

区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号
監理技術者	〇〇 〇〇	一級土木施工管理技士 監理技術者資格者証	H5. 6. 1 H8. 7. 1	第123456号
主任技術者				
現場代理人				

手持ち工事の状況(対象工事現付近)

工事名 (工事地先名)	発注者名	工期	金額	備考
〇〇工事 (□□市〇〇大字△△地先)				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

手持ち工事の状況(対象工事関連)

工事名 (工事地先名)	発注者名	工期	金額	備考
〇〇工事 (□□市〇〇大字△△地先)				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

手持ち資材の状況

品名	規格・型式	単位	手持ち数量	本工事での使用予定量	単価(原価)	調達先(時期)

安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)

実施内容	配置期間	員数	所属会社名	費用負担 (元請・下請)	単価 (千円)	数量	配置図
A工区交通規制(片側2車線)	HO. O. O ~ HO. O. O	2人		元請		〇日	図〇
	HO. O. O ~ HO. O. O	4人		元請		〇日	図〇
	HO. O. O ~ HO. O. O	3人		元請		〇日	図〇
	HO. O. O ~ HO. O. O	4人		元請		〇日	図〇

信用状況の確認(過去5年間)

1. 建設業法違反の有無

工事名	発注者機関	工期	建設業法違反の内容	処分の内容等	その後の改善状況

2. 賃金不払いの状況

工事名	発注者機関	工期	賃金不払いの状況	処分の内容等	その後の改善状況

3. 下請代金の支払い遅延状況

工事名	発注者機関	工期	下請代金の支払い遅延	処分の内容等	その後の改善状況

4. 過去5年間の法令遵守違反などによる処分の状況

工事名	発注者機関	工期	過去5年間の法令遵守違反	処分の内容等	その後の改善状況

5. その他

工事名	発注者機関	工期	該当事項	処分の内容等	その後の改善状況

施工体制台帳

【会社名】

【事業所名】

建設業 の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

工事名称 及び工事 内容				
発注者名 及び住所	〒			
工 期	自	年	月	日
	至	年	月	日
	契約日		年	月 日

契約所 営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の監督 職 員 名		権限及び意見 申 出 方 法	
-----------------	--	-------------------	--

監督職員名		権限及び意見 申 出 方 法	
現 場 代 理 人 名		権限及び意見 申 出 方 法	
監 理 技 術 者 名	専 任 非専任	資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
	資 格 内 容	資 格 内 容	
	担 当 工 事 内 容	担 当 工 事 内 容	

【下請負人に関する事項】

会 社 名				代表者名			
住 所 電 話 番 号							
工 事 名 称 及 び 工 事 内 容	〒 (— —)						
工 期	自	年	月	日	契 約 日	年	月 日
	至	年	月	日			

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種		許可番号		許可(更新)年月日	
	工事業		大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日	
	工事業		大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日	

現場代理人名		
権 限 及 び 意 見 申 出 方 法		
主任技術者名	専 任 非専任	
資格内容		

安全衛生責任者名		
安全衛生推進者名		
雇用管理責任者名		
専門技術者名		
資格内容		
担当工事内容		

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

発注者	工事名	工期	予定価格	落札価格	低入札価格調査対象の有無	工事成績評 定点